

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する 条例の制定についての要旨

1. 改正の理由

今回の手数料条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正の施行に伴い改正するものです。

2. 主な改正内容（別表 徴収する事務の内容、額の表記）

（1）複数棟認定

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、認定の対象に複数の建築物の連携による取組が追加され、複数棟での認定が可能になりました。そのため、額の表記を「一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額」と改めます。（別表74、75の項）

また、変更の認定についても、建築物ごとに手数料を算出することとなり、新たに追加される建築物は手数料が1/2にならないことを明記します。

（別表77、78の項）

（2）共同住宅の共用部分の除外

低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能に係る認定の3つの認定について、共同住宅の共用部分を評価しない方法が追加されました。そのため、定められた方法で評価した共同住宅について、共用部分の面積を除いた面積で手数料を算定することを明記します。（別表69、70、74、80の項）

（3）簡易な評価方法

建築物エネルギー消費性能に係る認定について、標準計算より作業量が少ない簡易な評価方法が追加されました。

（別表80の項）

3. 施行期日

この改正は公布の日から施行するものです。

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1～68（略）			別表（第2条関係） 1～68（略）		
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア、イ（略） ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 <u>（ア）床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（イ）において同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの</u> （イ）（略）	（略）	69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。） ア、イ（略） ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 <u>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> （イ）（略）	（略）
70	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の	（略）	70	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の	（略）

	<p>認定の申請に対する審査（６９の項及び７１の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ <u>共同住宅（基準Ⅰの第２の２の２－３（２）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）</u>の共用部分</p> <p>エ、オ（略）</p>			<p>認定の申請に対する審査（６９の項及び７１の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>ウ <u>共同住宅</u>の共用部分</p> <p>エ、オ（略）</p>	
71	(略)	(略)	71	(略)	(略)
72	(略)	(略)	72	(略)	(略)
73	(略)	(略)	73	(略)	(略)
74	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>（ア）<u>床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項第２号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、７５の項ア（イ）、７９の項イ並びに８０の項ア（イ）において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの</u></p> <p>（イ）（略）</p> <p>ウ（略）</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額</u>を合算した額</p> <p>以下（略）</p>	74	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>（ア）<u>床面積の合計が３００平方メートル未満のもの</u></p> <p>（イ）（略）</p> <p>ウ（略）</p>	<p><u>次に掲げる額</u>を合算した額</p> <p>以下（略）</p>
75	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額</u>を合算した額</p>	75	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律</p>	<p><u>次に掲げる額</u>を合算した額</p>

	ギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（74の項及び76の項に規定する審査を除く。） ア～ウ（略）	以下（略）		ギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（74の項及び76の項に規定する審査を除く。） ア～ウ（略）	以下（略）
76	（略）	（略）	76	（略）	（略）
77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に規定する審査を除く。）	74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額（ <u>新たに追加される建築物については、74の項又は75の項に定める額</u> ）	77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（78の項に規定する審査を除く。）	74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額
78	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	次に掲げる額 74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額（ <u>新たに追加される建築物については、74の項又は75の項に定める額</u> ）に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額	78	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合	次に掲げる額 74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額
	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額（ <u>新たに追加される建築物については、74の項又は75の</u>		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	74の項又は75の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に

		<p><u>項に定める額</u>に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1)、(2) (略)</p>			<p>定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1)、(2) (略)</p>
79	(略)	(略)	79	(略)	(略)
80	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(79の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)、又は同号イ(3)及びロ(3)及び</u>に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a <u>床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物及び同省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準の適合を確認した建築物について、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満</u>のもの</p> <p>b (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p>	(略)	80	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(79の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令<u>第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a <u>床面積の合計が300平方メートル未満</u>のもの</p> <p>b (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p>	(略)
81～84 (略)			81～84 (略)		